

町田市市民協働フェスティバル実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、町田市市民協働フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（所在）

第2条 実行委員会の所在は、町田市原町田4-9-8町田市市民フォーラム4階 町田市地域活動サポートオフィス内に置く。

（目的）

第3条 実行委員会は、「町田市『協働による地域社会づくり』推進方針」で示した町田市が目指す「地域社会」の実現に向けて、町田市市民協働フェスティバル（以下「フェスティバル」という。）を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）フェスティバルの企画及び実施に関すること
- （2）その他目的を達するために必要な事項に関すること

第2章 組織

（構成）

第5条 実行委員会は、第3条の目的に賛同する市内を中心に活動している個人又は団体、もしくは市内在住・在勤・在学者（以下「委員」という。）及び実行委員会を総括する機関（以下「事務局」という。）によって構成する。

（入会）

第6条 入会しようとする者は、参加の意思表示を事務局に行い、実行委員長の承認を得るものとする。

（役員）

第7条 実行委員会には、役員を置く。

2 役員は、実行委員会の同意を得て、委員のうちから選任する。

3 選任された役員から委員長、副委員長並びに監事（以下、「役職」という。）を次のとおり選定する。なお、役員はいずれかの役職に就くものとし、兼任できないものとする。

（１）委員長 １名

（２）副委員長 若干名

（３）監事 １名

4 選定は役員会の決議をもって行うものとする。

5 委員長は、３期以上再任することはできない。

（役員会）

第８条 役員会は全ての役員をもって構成する。

2 役員会には、原則として全ての役員が出席するものとする。

3 やむを得ない事情により役員会を欠席する者は、委任状または表決書面の提出をもって出席したものとみなす。ただし、病気や怪我等の理由により期日までに委任状または表決書面の提出がなされなかった場合は、後日、当該役員に決議内容を報告する。

（役員の職務）

第９条 委員長は、次に掲げる業務を行う。

（１） 契約を締結すること

（２） 必要に応じて文書を発信すること

（３） 負担金の交付に関して、事業計画書及び事業報告書の提出を
すること

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、実行委員会の目的が達成されるまでとする。

2 委員は、任期途中に実行委員会に加入もしくは退会または役員を退任するときは、事務局に申し出なければならない。

（事務局）

第11条 事務局は、実行委員会を総括し、フェスティバル全般の事務を
処理する。

2 事務局は、町田市地域活動サポートオフィスに置く。

3 その他事務局に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(禁止行為)

第12条 委員は、活動にあたって、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反すること。
- (2) 公序良俗に反すること。
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とすること。
- (4) 実行委員会の名誉を傷つけ、又は信用を失墜すること。
- (5) その他事務局が不相当と判断すること。

第3章 会議

(会議)

第13条 会議は、委員及び事務局をもって構成し、次に掲げる事項について同意もしくは審議し議決する。

- (1) フェスティバルに係る基本的事項に関すること
- (2) 予算及び議決に関すること
- (3) その他重要な事項に関すること

2 会議は、実行委員会の意見を尊重したうえで、事務局が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開会し議決することができない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

4 会議の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(権限の委任)

第14条 実行委員会は、会議の権限に属する事項で実行委員会が認めたものについては、一部の委員に権限を委任することができる。

2 受任した委員は、権限を行使したときは、これを次の会議等に報告しなければならない。

第4章 財務及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の予算は、会議の議決により定め、決算については、監事の監査を経て、実行委員会の同意を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、フェスティバルを開催する当該年度内とする。

第5章 補則

(解散)

第18条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。ただし、年度をまたがることはできない。

2 解散するときの決算において剰余金または欠損金が生じたときは、会議でその処分を決定する。

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

2 定めた事項について、事務局は、実行委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行日)

この会則は、2008年9月1日から施行する。

この会則は、2009年5月28日から適用する。

この会則は、2010年9月6日から施行する。

この会則は、2011年7月5日から施行する。

この会則は、2012年7月27日から施行する。

この会則は、2014年6月27日から施行する。

この会則は、２０１５年５月２０日から施行する。

この会則は、２０１９年７月１１日から施行する。

この会則は、２０２０年７月１６日から施行する。

この会則は、２０２１年６月１７日から施行する。

この会則は、２０２２年６月１６日から施行する。